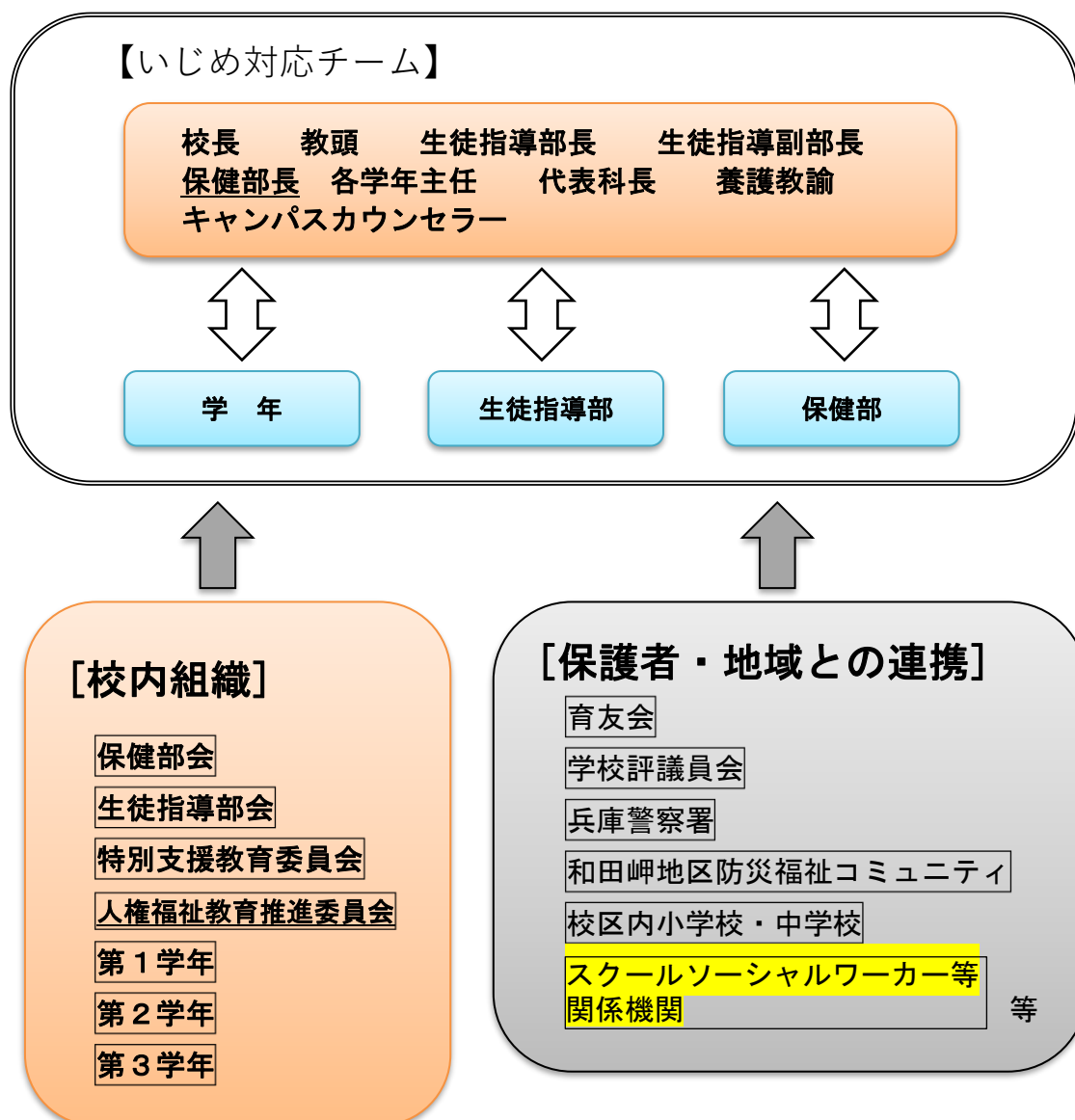


【別紙1 校内指導体制及び関係機関】

- 1 校長のリーダーシップのもと「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で情報共有、共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した点検・評価を定期的に行う。

<校内指導体制>



※いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1回以上行う。

※いじめ問題が発生したときは、即座に「いじめ対応チーム」を招集する。